

愛知県緑化センター等の新たな魅力創出に係るアンケート調査業務委託 募集要項

1 目的

緑化センター・昭和の森は、森林や緑化に関する知識を普及する場等の提供のみならず、地域の活性化や観光振興に寄与するための、新たな魅力の創出を図っていくことが求められている。

このため、緑化センター・昭和の森の再整備（森林整備を含む）やその活用方策を検討することとし、今年度の閑散期（2月頃）に緑化センター・昭和の森の利用者及び潜在的利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施する。

2 業務内容

(1) 緑化センター・昭和の森の利用者等のニーズの把握

委託者が提供する緑化センター・昭和の森の特性（施設〔森林を含む〕、利用状況、イベント開催状況等）に関する資料を踏まえ、緑化センター・昭和の森の利用者及び潜在的利用者に対してアンケート調査を実施し、求められている機能（アクセス、施設、森林整備、行事等）等を集計する。

詳細は、別添1の「愛知県緑化センター等の新たな魅力創出に係るアンケート調査業務委託仕様書」のとおり。

3 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

4 募集期間

平成31年1月10日（木）から平成31年1月28日（月）午後5時（必着）まで

5 委託金額限度額

委託金額の上限は1,926,720円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払い方法は原則精算払いとします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

6 委託契約期間

契約締結の日から平成31年3月25日（月）まで

7 応募資格

応募の資格者は法人又は団体とし、次の要件を満たす者とします。

(1) 過去5年間において、アンケート調査業務を実施又は受託した実績を有し、本業務委

託の遂行に必要な経験及びノウハウを十分有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

8 応募方法等

応募を希望される方は、別添 2 「愛知県緑化センター等の新たな魅力創出に係るアンケート調査業務委託 企画提案書類作成要領」により必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限ります。）により提出してください。

(1) 提出書類

- ア 企画応募書（別添様式 1）
- イ 企画提案書（様式自由）
- ウ 事業実施体制及び同種事業実績（別添様式 2）
- エ 経費積算書（様式自由）
- オ 見積書（様式自由）※代表者印を押印の上、「愛知県知事」宛てとしたもの
- カ 添付書類
 - ・定款又は寄付行為
 - ・組織概要、事業概要がわかる資料（パンフレット等）
 - ・決算報告書（直近 3 カ年）
 - ・国税及び地方税について滞納がないことの証明書
 - ・その他参考書類（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- キ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式 3）
※ 応募要件ではありませんが、該当があれば添付してください。

(2) 提出部数

上記(1)のイ～エについては各 8 部、ア及びオ～キについては各 1 部、提出してください。

(3) 提出期限

平成 31 年 1 月 28 日（月） 午後 5 時（必着）

(4) 提出先及び応募に関する問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県農林基盤局 森林保全課 緑化グループ 担当：浅田
電話：052-954-6453（ダイヤルイン）

(5) 企画提案書作成上の注意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- ・提案期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じません。
- ・提出書類は返却しません。

(6) その他

ア 応募に当たっては、予め募集期間内（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間）に、森林保全課で説明を受けてください。

- イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しません。
- ウ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理します。
- エ 提出された企画提案書の一切の権利は、愛知県に帰属するものとします。
- オ 事業の実施に当たっては、選定された企画提案の内容は必ず行うものとし、具体的な実施内容については、愛知県と被選定者(受託者)が協議の上、決定します。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書については、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において審査を行い選定します。審査委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

審査に当たり、企画書の内容についてプレゼンテーション（10分程度）をしていただくとともに、質疑応答の機会（10分程度）を設けます（日程は平成31年1月30日（水）を予定しています。）。プレゼンテーションを実施していただく方には、時間、場所、留意事項等を1月29日（火）までに通知します。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 業務全体の実施体制・実績

業務の実施体制の適切さ、同種又は類似業務の実績

イ 調査内容に対する提案

(ア) 業務全体の方針、進め方（スケジュール）の適切さ

(イ) 利用者及び潜在的利用者へのアンケート調査

閑散期を踏まえた、アンケート内容の考え方、調査方法、サンプル数の考え方等

ウ 見積金額

見積金額の適切さ

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対して郵送で通知します。

10 スケジュール（予定）

平成31年	1月10日	委託の募集公告
平成31年	1月28日	企画提案書の提出期限
	1月30日	選定委員会による審査、受託者の決定
	1月下旬	契約締結
	1月下旬	業務開始
	3月25日	業務完了

11 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行うこととしてください。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとします。
- (3) 本業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得てください。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者には、その一切の責任を負っていただきます。

- (4) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、御協力をお願いします。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはなりません。契約終了後も同様とします。
- (6) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応することとしてください。